

別紙 3（本コンソーシアム運営規則）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、コンソーシアム協定書第〇条〇項に基づき、運営委員会について必要な事項を定める。

（構成）

第 2 条 運営委員会は、各構成団体からそれぞれ 1 名ずつ選出された運営委員をもって構成する。

2 運営委員の任期は、〇年〇月〇日までとする。なお、前任者の任期途中で交代した後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 3 条 本コンソーシアムの代表団体は、運営委員の中から、本業務に関する委員長を選出し、その者に本業務に係る指揮監督権を一任する。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

（会議）

第 4 条 運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 運営委員会において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

4 代表団体は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の出席を求めその意見を聞くことができる。

6 遠方に所在する等の理由により現に運営委員会の開催場所に赴くことができない運営委員が当該運営委員会決議に参加するための方策として、テレビ会議や電話会議の方法による会議をすることも可能とする。

（審議事項）

第 5 条 運営委員会は、本コンソーシアムにおいて実施する業務に係る次の事項を審議する。

- (1) コンソーシアム協定書及び運営委員会規則の変更
- (2) 事業計画及び予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び活動決算
- (4) 各構成団体の担当業務並びにその変更
- (5) 各構成団体の担当業務の一部の第三者への委託に関する事項

(6) その他運営に関する重要事項

(専門部会)

第 6 条 本業務を効果的に執行するため、運営委員会の下に専門部会を置く。

2 各専門部会の構成は、次の各号のとおりとする。

(1) ○○部会

(2) ○○部会

(3) ○○部会

3 前項に定める各専門部会には、運営委員のほか、委員長が特に必要と認める者を構成員とすることができる。

(審議報告)

第 7 条 運営委員会は、審議した事項について、議事録を作成し、本コンソーシアムの代表団体及び構成団体に報告をしなければならない。

2 専門部会は、その審議した事項について、議事録を作成し、運営委員会に報告をしなければならない。

3 議事録には、参加者全員が記名、押印しなければならない。

(回議)

第 8 条 委員長は、運営委員会が長野県休眠預金等活用コンソーシアムの了承を得ることが必要と認めた事項については、速やかにその措置をとるものとする。

(運営委員会の事務)

第 9 条 運営委員会の事務は、代表団体が担当する。

(規則の改廃)

第 10 条 この規則の改廃は、運営委員会の決議を経なければならない。

(細則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、○年○月○日から施行する。